

## 入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

この度公告する、「丹生事務所連絡車賃貸借」の主な内容は以下のとおりです。  
(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

### 一. 業務内容等について

- ①件名 丹生事務所連絡車賃貸借 (郵便入札対象案件)
- ②納入場所 滋賀県長浜市木之本町黒田1234番地  
滋賀県木之本合同庁舎
- ③履行期間 契約締結の翌日から賃貸借期間最終日まで
- ④賃貸借期間 納車日から34ヶ月  
ただし、納車は契約締結後40日以内
- ⑤賃貸借物件  
ミニバンタイプ 1台  
ステーションワゴンタイプ 1台  
軽SUVタイプ 1台

### 二. 競争に参加するための資格について

水資源機構の競争参加資格

- ①役務の提供の業種区分の「賃貸借」の認定を受けており、かつ、営業品目の「自動車」に登録していること。
- ②その他欠格要件に該当しないこと

### 三. 入札・開札までのスケジュールについて

- ①仕様書等の交付期間  
令和6年2月28日(水)から令和6年3月13日(水)まで
- ②確認申請書等の提出期限(電子メール又は郵送による)  
令和6年3月13日(水)17時まで
- ③入札書の提出期間(郵送による)  
令和6年3月19日(火)から令和6年3月26日(火)17時まで  
※入札価格内訳書を必ず添付し、提出すること。
- ④開札 令和6年3月27日(水)10時00分

### 四. その他

- ・本件に関する担当窓口は下記のとおりです。
- ・仕様書をダウンロードされた方は、「入札参加条件等について」に示すとおり、「仕様書等の交付受領書(※押印不要)」を下記の担当窓口までFAXにて送信して下さい。

本件に関する問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 総務課 柴田(しばた)

TEL: 06-6763-5182

FAX: 06-6763-5221

## 入札公告 (入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本公告は入札説明書を兼ねています。独立行政法人水資源機構による丹生事務所連絡車賃貸借に係る一般競争入札等の手続については、関係規程によるもののほか、この入札公告（入札説明書）によることとします。

令和6年2月28日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 塚原 隆夫

1. 公告日 令和6年2月28日

### 2. 契約職等

独立行政法人水資源機構分任契約職 関西・吉野川支社長 塚原 隆夫  
大阪府大阪府中央区上町A番12号

### 3. 業務概要

- (1) 件名 丹生事務所連絡車賃貸借（郵便入札対象案件）
- (2) 数量  
ミニバンタイプ 1台  
ステーションワゴンタイプ 1台  
軽SUVタイプ 1台
- (3) 納入場所 滋賀県長浜市木之本町黒田1234番地  
滋賀県木之本合同庁舎
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から貸貸借期間最終日まで
- (5) 貸貸借期間 納車日から34ヶ月  
ただし、納車は契約締結後40日以内
- (6) その他 本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

### 4. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
    - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
    - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
    - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
    - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
    - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
    - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
    - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
  - ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における令和3・4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「賃貸借」の認定を受けており、かつ、営業品目の「自動車」に登録していること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）」に基づき、淀川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれの関係にも該当しないこと。  
なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではない。
- ① 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）  
(A) 親会社と子会社の関係  
(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係
- ② 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（(A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）  
(A) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係  
1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。  
イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役  
ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役  
ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役  
ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役  
2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役  
3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）  
4) 組合の理事  
5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

(C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注の物品等の調達からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 入札者の義務

この入札に参加を希望する者は、環境性能その他の仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書（別記様式2-1～2-3）を作成し、8.（2）の提出期間に提出しなければならない。また、分任契約職から当該証明書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された証明書は、当機構において仕様書に定める要求要件に基づき審査するものとし、当該証明書の可否の通知は、14.（3）の通知をもって代えることとする。

## 6. 契約担当窓口

〒540-0005 大阪府大阪府中央区上町A番12号

独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 総務課 柴田（しばた）

電話06-6763-5182 FAX06-6763-5221

電子メールアドレス：nyukei\_yodo@water.go.jp

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

## 7. 仕様書等の交付期間等

(1) 仕様書等の交付は、下記の【入札情報サービスURL】の【発注情報】から行うので、入札参加希望者は該当案件を検索のうえ、ダウンロードすること。

入札情報サービスURL：[https://water.efftis.jp/juchusya-water/PPI/PPI\\_P/](https://water.efftis.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/)

(2) 仕様書等の交付期間：別表1①のとおり

(3) 仕様書等の交付を受けた者は、仕様書等の交付受領書を提出すること。

なお、様式については、「入札参加条件等について」に添付。

## 8. 確認申請書等の提出方法等

(1) 提出方法：電子メール又は郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出すること。

(2) 提出期間：別表1②のとおり

(3) 提出先：6. 契約担当窓口と同じ。

(4) 競争参加資格の確認結果の通知はFAXにより行うが、郵送による原本の送付を希望する場合は、確認申請書等と併せて、返信用封筒（長3号封筒を使用し、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金の切手を貼付のこと。）を提出すること。

(5) 確認申請書等は入札説明書において示す様式により作成すること。

(6) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された確認申請書等は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(8) 受け付けた確認申請書等は、返却しない。

- (9) 提出期限以降における確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。
- (10) 入札説明書は確認申請書等の作成以外の目的で使用してはならない。
- (11) 確認申請書等の作成又は提出に関する手続きについての問い合わせには応じるが、調達内容等の問い合わせには、一切応じない。
- (12) 確認申請書等に関する問い合わせ先  
6. 契約担当窓口と同じ。

## 9. 入札書の提出方法等

### (1) 入札方法

入札書には、別添1に定める入札価格内訳書を添付し、袋綴じ又はホチキス留めし、入札書との間に割印を押印のうえ一体の書類として提出すること。

なお、入札価格内訳書の添付又は記載が無い場合、係数の不突合がある場合は、当該入札は無効とする。

### (2) 1回目の入札書の提出方法

① 提出方法： 郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

② 提出期間： 別表1③に示す日時までに機構に到着した入札書に限り有効とする。

③ 提出先： 6. 契約担当窓口と同じ。

④ 開札日時： 別表1④のとおり

⑤ 開札場所： 独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部

### (3) 2回目の入札書の提出方法（再度入札）

① 提出方法： 郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

② 提出期間： 別表1⑤に示す日時までに機構に到着した入札書に限り有効とする。

③ 提出先： 6. 契約担当窓口と同じ。

④ 開札日時： 別表1⑥のとおり

⑤ 開札場所： 独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部

## 10. 開札の立ち会いに関する事項

開札の際、開札の立ち会いを希望する者は、「開札立会希望届」を提出すること。なお、開札の立ち会いを希望する者が複数いるときは、希望者の中から1者のみを選定する。

### (1) 1回目

① 提出方法： 電子メール又はFAXにより提出

② 提出期間： 別表1⑦のとおり

③ 提出先： 6. 契約担当窓口と同じ。

④ 立会通知： 選定結果は、開札立会希望届を提出した者に対し、別表1⑧に示す日時までに電子メール又はFAXにより通知する。

なお、通知日に通知が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い

合わせをすること。

(2) 2回目(再度入札)

- ① 提出方法： 電子メール又はFAXにより提出
- ② 提出期間： 別表1⑨のとおり
- ③ 提出先： 6. 契約担当窓口と同じ。
- ④ 立会通知： 選定結果は、開札立会希望届を提出した者に対し、別表1⑩に示す日時までに電子メール又はFAXにより通知する。  
なお、通知日に通知が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

11. 支払条件

- (1) 前金払           なし
- (2) 部分払           33回以内

12. 確認申請書等の作成

- (1) 一般競争参加資格確認申請書は、別記様式1により作成すること。
- (2) 一般競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。
  - ① 性能等証明書  
記載様式は、別記様式2-1、2-2、2-3とする。

13. 確認申請書等のヒアリング

確認申請書等のヒアリングは原則実施しない。ただし、5. 入札者の義務に表示のとおり、分任契約職から性能等証明書に関して説明を求める場合がある。

14. 競争参加資格等の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、「4. 競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、確認申請書等を提出し、分任契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 4.(2)の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(6)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。  
なお、提出期限までに確認申請書等を提出しない者及び分任契約職が競争参加資格がないと認めた者は、本競争に参加することができない。
- (3) 競争参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は別表1⑪に示す日時までに通知する。  
当日までに、通知が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

15. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
  - ① 提出期間： 別表1⑫のとおり
  - ② 提出先： 6. 契約担当窓口と同じ。
  - ③ 提出方法： 電子メール又は郵送(信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法)により提出すること。
- (2) 分任契約職は、説明を求められたときは、別表1⑬に示す日時までに説明を求めた

者に対し書面により回答する。当日までに回答が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

#### 16. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 提出期間： 別表1 ⑭のとおり
- ② 提出先： 6. 契約担当窓口と同じ。
- ③ 提出方法： 電子メール又は郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出すること。

上記の質問には、次のとおり回答書を閲覧に供する。

- ④ 期間： 別表1 ⑮のとおり
- ⑤ 閲覧方法： 別途指定するホームページからのダウンロードによる。

#### 17. 契約保証金

契約保証金：免除

#### 18. 開札

(1) 入札執行回数は、2回を限度とする。  
当初（1回目）の開札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、9.（3）に示すとおりとする。

(2) 開札は、入札事務に関係のない機構の職員（以下「立会人」という。）及び開札立会希望者の中から選定された入札者（以下「開札立会者」という。）を立ち会わせて行う。ただし、開札立会の希望者がいなかったとき又は通知後、辞退したときは、立会人のみで開札を行う。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 19. 入札の無効等

(1) 競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに開札時において、「4. 競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(2) 確認申請書等に虚偽の記載をし、入札した場合においては、「指名停止措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。

#### 20. 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内であって、別紙1の自動車の性能に関する審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、落札となるべき入札をした者

の「くじ用数字」を加算し、落札となるべき入札をした者数で除算し、余りの数字と「くじ用順位」が合致する者を落札者とする。  
なお、詳細については、別に配付する「くじの方法」によるものとする。

**21. 契約書の作成**

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

**22. 関連情報を入手するための照会窓口**

関連情報を入手するための照会窓口は、6. 契約担当窓口と同じ。

**23. 入札の延期等**

(1) 不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

(2) 機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

**24. 独立行政法人が行う契約の公表**

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。

**25. その他**

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

別表1 本入札手続に係る期間等

①	仕様書等の交付期間	令和 6年 2月28日(水) から 令和 6年 3月13日(水) まで
②	確認申請書等の提出期間	令和 6年 2月29日(木) から 令和 6年 3月13日(水) 17時まで
③	入札書(1回目)の提出期間	令和 6年 3月19日(火) から 令和 6年 3月26日(火) 17時まで
④	開札日(1回目)	令和 6年 3月27日(水) 10時00分
⑤	入札書(2回目)の提出期間	令和 6年 3月28日(木) から 令和 6年 4月 5日(金) 17時まで
⑥	開札日(2回目)	令和 6年 4月 8日(月) 10時00分
⑦	開札立会希望届(1回目)の提出期間	令和 6年 3月19日(火) から 令和 6年 3月21日(木) 17時まで
⑧	上記⑦に対する通知日時	令和 6年 3月22日(金) 17時まで
⑨	開札立会希望届(2回目)の提出期間	令和 6年 3月28日(木) から 令和 6年 4月 3日(水) 17時まで
⑩	上記⑨に対する通知日時	令和 6年 4月 4日(木) 17時まで
⑪	競争参加資格の結果の通知日	令和 6年 3月18日(月) まで
⑫	競争参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明要求期限日	令和 6年 3月26日(火) 17時まで
⑬	上記⑫に対する回答日	令和 6年 3月28日(木) まで
⑭	入札説明書に対する質問提出期間	令和 6年 2月29日(木) から 令和 6年 3月13日(水) まで
⑮	上記⑭に対する回答期間	令和 6年 3月18日(月) から 令和 6年 3月26日(火) まで

## 自動車の性能に関する審査要領

### 1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2. によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

### 2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点は、環境性能（燃費値）に対する得点を入札価格に対する得点で除して得た数値とする。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{環境性能に対する得点}}{\text{入札価格に対する得点}}$$

- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分に対して、環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は21点を満点（上限）とし、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。

なお、環境性能（燃費値）に対する得点は、3台各々に計算した得点を合算します。

$$\text{環境性能に対する得点（1台毎）} = \text{標準点（100点）} + \text{加算点（21点満点）}$$

$$\text{加算点} = 21 \times \frac{\text{提案者の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格（月額）を千円で除して得た値とする。  
入札価格に対する得点は、小数点以下第2位を四捨五入し、少数点以下第1位とする。

### 3. 燃費基準値

燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は次式による

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$$

(M < 2, 759 kg)

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2, 759 \text{ kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位）

M：車両重量（kg）

α：燃費基準達成率であって 0.7

β：燃料がガソリンの場合は 1.0

## 丹生事務所連絡車賃貸借に係る確認申請書等作成要領

- (1) 確認申請書等の作成様式は、次のとおりとする。
  - ①一般競争参加資格確認申請書（表紙）・・・・・・・・・・別記様式1
  - ②性能等証明書・・・・・・・・・・別記様式2-1～2-3
- (2) 確認申請書等の用紙サイズは、A4判とする。
- (3) 確認申請書等の内容は、簡素に記載するものとする。
- (4) 郵送により確認申請書等を提出する場合は、必要な書類を全て袋とじにして1部提出すること。
- (5) 電子メールにより確認申請書等を提出する場合は、必要な書類を全て1つのPDFファイルとして提出すること。ファイルを圧縮する場合は、ZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないこと。
- (6) 確認申請書等の編纂方法は、次のとおりとする。

別記様式 1

一般競争参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 塚原 隆夫 あて

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県××市△△番  
商号又は名称 〇△□株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇 印

袋  
綴

印

令和6年2月28日付けで入札公告のありました丹生事務所連絡車賃貸借に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び入札に参加しようとする他者との間において同公告4.(5) 資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

記

- 1 性能等証明書(様式2-1、2-2、2-3)
- 2 問い合わせ先  
担当者氏名 〇〇△△  
担当部署 〇〇本(支)店□□部△△課  
電話番号 \*\*-\*-\*-\*\*\*\*\* (内線\*\*\*)  
FAX番号 \*\*-\*-\*-\*\*\*\*\*  
メールアドレス \*\*\*\*\*@\*\*.\*\*

※代表者印の押印は、以下を記載することで省略することができる。

- 3 本件責任者  
氏名 〇〇△△  
所属部署・役職 〇〇本(支)店□□部△△課  
電話番号 \*\*-\*-\*-\*\*\*\*\* (内線\*\*\*)

性能等証明書(別記様式2)

注1) 表及び裏表紙に割印する。代表者が記名押印する場合は、使用印鑑届(使用する日の3箇月前までの印鑑証明書(コピーでも可)添付必要)を、また、代表者以外の者が記名押印する場合は代表者からの委任状も併せて提出のこと。ただし、過去に提出しており、記載事項に変更がない場合は提出不要。

注2) 「本件責任者」を記載することで押印は省略することができる。

注3) 電子メールにより提出する場合は、袋綴じは不要である。

別記様式1

## 一般競争参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 塚原 隆夫 あて

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
商号又は名称 〇〇〇株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇 印

令和6年2月28日付けで入札公告のありました丹生事務所連絡車賃貸借に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、申請します。  
なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び入札に参加しようとする他者との間において同公告4.(5)資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

### 記

- 1 性能等証明書(様式2-1、2-2、2-3)
- 2 問い合わせ先  
担当者氏名 : 〇〇 〇〇  
担当部署 : 〇〇〇〇本(支)店〇〇部〇〇課  
電話番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内)〇〇〇〇  
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス \*\*\*\*\*@\*\*. \*\*

※代表者印の押印は、以下を記載することで省略することができる。

- 3 本件責任者  
氏 名 〇〇△△  
所属部署・役職 〇〇本(支)店□□部△△課  
電話番号 \*\*-\* \*\*-\* \*\*\*(内線\*\*\*)

### 性能等証明書 【ミニバン】

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 塚原 隆夫 あて

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
商号又は名称 〇〇〇株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇 印

下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする 自動車の性能等	機構 審査欄
①	車名		
②	型式・グレード		
③	車両重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (WLTCモードによる 値)		
⑦	「国等による環境物品等の調達の推進 等に関する法律」に基づく環境物品等 の調達の推進に関する基本方針 (令和 5年12月22日変更閣議決定) の判断基 準 13. 自動車等の基準を満たすこと。	適・否	
⑧	仕様書の要求要件に適合していること	適・否	

(注) 申請者は太枠内を記入すること。

・WLTC 燃費値により評価する。(国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針 (環境配慮契約法基本方針) 関連資料 令和5 (2023) 年2月による)

・提案車の諸元等が確認できるカタログを添付すること。

◎環境性能 (燃費値) に対する得点

$$= 100 + 21 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - \text{燃費基準値}(\blacktriangle)}{\text{燃費基準値}(\blacktriangle)} = \square$$

※ 代表者印の押印は、以下を記載することで省略することができる。

本件責任者  
氏 名 〇〇△△  
所属部署・役職 〇〇本(支)店□□部△△課  
電話番号 \*\*-\*-\*-\*\*\*\*\* (内線\*\*\*)

性能等証明書  
【ステーションワゴン】

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 塚原 隆夫 あて

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
商号又は名称 〇〇〇株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇 印

下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする 自動車の性能等	機構 審査欄
①	車名		
②	型式・グレード		
③	車両重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (WLTCモードによる 値)		
⑦	「国等による環境物品等の調達の推進 等に関する法律」に基づく環境物品等 の調達の推進に関する基本方針 (令和 5年12月22日変更閣議決定) の判断基 準 13. 自動車等の基準を満たすこと。	適・否	
⑧	仕様書の要求要件に適合していること	適・否	

(注) 申請者は太枠内を記入すること。

- ・WLTC 燃費値により評価する。(国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針 (環境配慮契約法基本方針) 関連資料 令和5 (2023) 年2月による)
- ・提案車の諸元等が確認できるカタログを添付すること。

◎環境性能 (燃費値) に対する得点

$$= 100 + 21 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - \text{燃費基準値}(\blacktriangle)}{\text{燃費基準値}(\blacktriangle)} = \square$$

※ 代表者印の押印は、以下を記載することで省略することができる。

本件責任者  
氏 名 〇〇△△  
所属部署・役職 〇〇本(支)店□□部△△課  
電話番号 \*\*-\*-\*-\*\*\*(内線\*\*\*)

性能等証明書  
【軽 SUV】

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 塚原 隆夫 あて

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
商号又は名称 〇〇〇株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇 印

下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする 自動車の性能等	機構 審査欄
①	車名		
②	型式・グレード		
③	車両重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (WLTCモードによる 値)		
⑦	「国等による環境物品等の調達の推進 等に関する法律」に基づく環境物品等 の調達の推進に関する基本方針 (令和 5年12月22日変更閣議決定) の判断基 準 13. 自動車等の基準を満たすこと。	適・否	
⑧	仕様書の要求要件に適合していること	適・否	

(注) 申請者は太枠内を記入すること。

- ・ WLTC 燃費値により評価する。(国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針 (環境配慮契約法基本方針) 関連資料 令和5 (2023) 年2月による)
- ・ 提案車の諸元等が確認できるカタログを添付すること。

◎環境性能 (燃費値) に対する得点

$$= 100 + 21 \times \frac{\text{提案車の燃費値( )} - \text{燃費基準値(▲)}}{\text{燃費基準値(▲)}} = \square$$

※ 代表者印の押印は、以下を記載することで省略することができる。

本件責任者  
氏 名 〇〇△△  
所属部署・役職 〇〇本(支)店□□部△△課  
電話番号 \*\*-\*\*\*-\*\*\*\* (内線\*\*\*)